呼松漁港船揚場等 占用予定者募集要項

1 概要

呼松漁港において、船揚場及び前面水域(以下「船揚場等」という。)の占用を行う 占用予定者を募集する。

選定された占用予定者は、占用許可を取得したのち占用者として主体的に施設等の管理を行う。

《占用予定者を募集する船揚場等》

呼松漁港(所在地:岡山県倉敷市呼松三丁目1988番1) 対象施設 船揚場及び前面水域

資料:資料1(位置図)及び資料2(占用可能範囲図)のとおり

2 応募資格等

(1) 応募資格

次のア〜エの条件を全て満たすこと。

ア次に該当する者であること。

日本標準産業分類において、「船舶(舟艇)製造・修理業」に該当する法人。

- イ 占用予定者の常駐する事務所が、募集する船揚場等と同一市内に存すること。
- ウ 船舶の点検・修理のための船揚場とし、他の用途には使用しないこと。
- エ 法人等の役員(取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。)が、次のいずれ にも該当しないこと。
 - (ア) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
 - (イ)暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 占用料

岡山県漁港管理条例(昭和四十年岡山県条例第三十四号)(以下「条例」)第十四条及び第十五条に従い、占用料を納付しなければならない。

(3) その他条件等

ア 船揚場等は、現状のままで占用させることとする。

- イ 別紙2の占用可能範囲内で、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年 法律第137号)第39条第1項及び岡山県漁港管理条例(昭和四十年岡山県条例 第34号)第11条第1項に基づく漁港管理者の占用許可を受けること。
- ウ 工作物を設置することとなった場合も、漁港管理者の占用許可を受けること。 なお、占用を終了する際は、設置した工作物を撤去する等、占用前の原状に回復 すること。
- エ 占用許可を受けた場所で漁港改良・維持修繕工事等が実施される場合、占用者 は、漁港管理者の事業実施に協力すること。

3 選定方法

ア 応募者から提出のあった別紙様式(船揚場等占用予定者応募申込書)に記載された 内容により判定する。

イ 応募者が複数ある場合は、常駐する事務所から船揚場等までの距離及び所要時間等 を総合的に勘案し、占用予定者に選定する。

4 応募手続

(1) 応募書類の配布

ア 配布期間

令和7年7月9日(水)から7月18日(金)まで(土日祝日を除く。) ※午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

岡山県備中県民局 水島港湾事務所維持管理課管理班

〒712-8056 岡山県倉敷市水島福崎町1-12

電話 086-444-7144 FAX 086-448-9600

メール bichu-mizu@pref.okayama.lg. ip

上記のほか、岡山県備中県民局水島港湾事務所のホームページからダウンロードすることもできる。

(ホームページアドレス: https://www.pref.okayama.jp/soshiki/97/)

(2) 応募書類

船揚場等占用予定者応募申込書を1部提出すること。

(3) 応募書類の提出

船揚場等占用予定者応募申込書を持参又は郵送にて提出すること。 なお、到着日時が受付期限を経過した場合は受け付けない。

- ア 提出場所
 - (1) イに同じ
- イ 受付期間

令和7年7月9日(水)から7月18日(金)まで (必着) (土日祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

(4) 募集要項に対する質問・回答について

ア 質問の方法

募集要項の記載内容について質問がある場合は、別紙様式(募集要項に関する質問書)に必要事項を記載し、FAX又は電子メールにより(1)イ宛に送信すること。 ※FAX又は電子メール送信後は必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。 なお、窓口又は電話による質問は受け付けない。

イ 受付期間

令和7年7月9日(水)から7月16日(水)まで(必着) ※午前9時から午後5時まで

ウ 質問への回答

質問日から3日以内(土日祝日を除く)に岡山県備中県民局水島港湾事務所ホームページに回答を掲載する。

(5) その他

- ア 提出された応募書類(以下「提出書類」という。)は、返却しない。
- イ 応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- ウ 提出書類は、岡山県行政情報公開条例(平成8年岡山県条例第3号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年岡山県条例第50号)に基づく情報公開請求の対象となる。
- エ 提出書類に虚偽若しくは不正があった場合又は応募者若しくはその関係者において不適法若しくは不正な行為があった場合は、応募を無効とする。